

居宅介護支援重要事項説明書

(令和8年10月1日現在)

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電 話 03-3683-4441(代) (午前9時～午後6時まで)

担 当 関塚 裕一

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 東京都居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	永仁サービス ケアプラン
所在地	東京都江戸川区平井4丁目1番19号
介護保険指定番号	居宅介護支援 東京都(江戸川区) 1372300010 号
サービス提供地域	江戸川区、江東区、墨田区、葛飾区

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

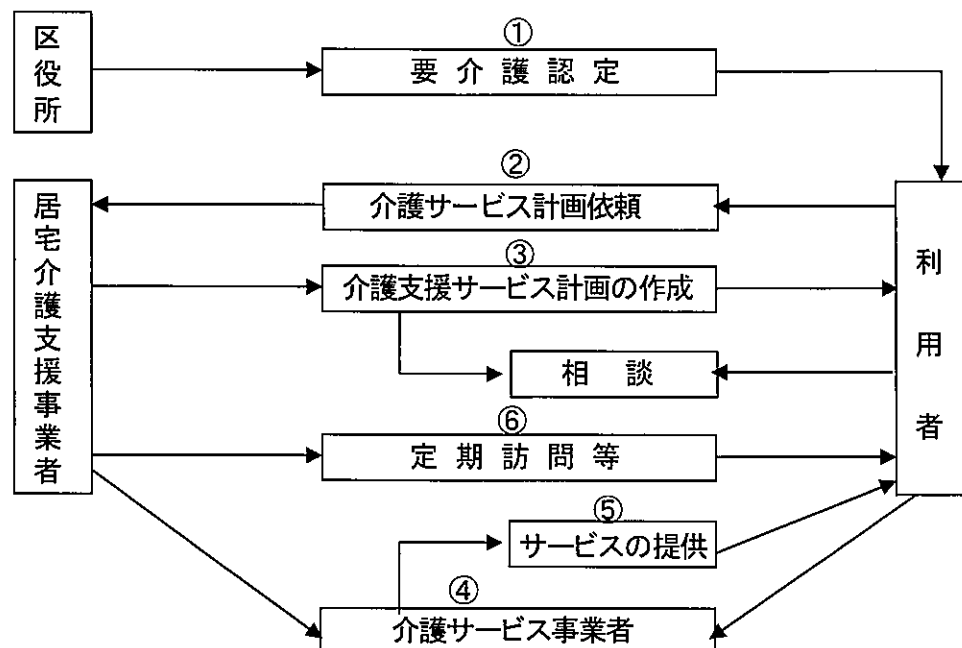
(2) 同事業所の職員体制

	資格	常 勤	非 常 勤	業務内容	計
管 理 者	主任介護支援専門員	1名			1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名			1名
事務職員		1名			1名

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9時～午後6時
休日	土日祝祭日・年末年始(12/30～1/3)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

(1)利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を所轄の区役所窓口に出しますと、払い戻しを受けられます。

【料金表】 …… 令和8年3月の段階では居宅介護支援費（Ⅰ）です。

居宅介護支援費（Ⅰ） ※ 取扱件数 40未満	要介護 1・2	12,266円
	要介護 3・4・5	15,937円
居宅介護支援費（Ⅱ） ※ 取扱件数40以上60未満の部分のみ適用。 40件未満は居宅介護支援費（Ⅰ）を適用	要介護 1・2	6,144円
	要介護 3・4・5	7,957円
居宅介護支援費（Ⅲ） ※ 取扱件数60以上の部分のみ適用。40件未満 の部分は居宅介護支援費（Ⅰ）を適用	要介護 1・2	3,682円
	要介護 3・4・5	4,765円

体制加算	特定事業所加算（Ⅰ）	5,757円
	特定事業所加算（Ⅱ）	4,639円
	特定事業所加算（Ⅲ）	3,522円
	特定事業所加算（A）	1,140円
	特定事業所医療介護連携加算	1,425円
個別加算	初回加算	3,420円
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,280円
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	1,140円
	退院・退所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）	5,130～10,260円
	通院時情報連携加算	570円
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,280円
	ターミナルケアマネジメント加算	4,560円
	新型コロナウイルス感染症対応（令和3年9月分までの上乗せ）	所定単位数の1/1000

(2)特定事業所加算(令和8年10月現在、特定事業所加算は算定出来ません。)

・24時間の連絡体制の確保

営業日以外は、午前10時～午後4時までは代表番号の「03-3683-4441」で対応いたします。その他の時間は「070-7415-4037」で対応させていただきます。

・支援困難な事例の対応

地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供する体制を確保しています。

・介護支援専門員実務研修への協力体制

介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力出来る体制を確保しています。

算定要件		加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②	常勤かつ専従の介護支援専門員の配置。	3名以上	3名以上	2名以上	常勤1名以上 非常勤1名以上
③	利用者に関する情報又はサービス提供にあたって留意事項などの伝達事項等を目的とした会議を定期的開催。	○	○	○	○
④	24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保。	○	○	○	○(連携でも可)
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること。	○	×	×	×
⑥	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施。	○	○	○	○(連携でも可)
⑦	地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供出来る。	○	○	○	○
⑧	地域包括支援センターが実施する事例検討会等に参加。	○	○	○	○
⑨	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない。	○	○	○	○
⑩	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が40名未満。	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保。	○	○	○	○(連携でも可)
⑫	他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修等を実施。	○	○	○	○(連携でも可)
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	○	○	○	○

特定事業所医療介護連携加算

前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連会の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上。

前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定。

特定事業所加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。

(2)交通費

交通費は全て無料です。なお、通常の事業実施地域外は実費徴収となります。

(3)解約料

お客様はいつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

(4)その他の料金

居宅介護支援契約書第10条第3項により、複写物の交付を行う場合は、その実費をいただきます。

要介護認定申請代行については、無償にて実施させていただきます。

(5)支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月中旬頃までに前月分請求額を連絡しますので、請求後5日以内に現金支払いいただきます。

5. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

電話または直接来社してお申し込み下さい。電話にてお申し込みの場合、当社職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2)サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下されば、いつでも解約出来ます。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合、終了1ヶ月前までに文書で通知し、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになられた場合

④その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

要介護・要支援状態にある高齢者等に対し、次の方策により心のこもった適正な居宅介護支援に努めることとします。

(1)運営の方針

- ①事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、置かれた環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の立場にたったの援助、サービスを行います。

- ②事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整します。
- ③事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保険・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ①介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき、居宅サービス計画を作成します。
- ②当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し、利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供します。
- ④介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、月に1回は(状態の変化が著しい場合は必要に応じ)訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供に努めます。
- ⑤介護支援専門員は、必要に応じ、サービス担当者会議を利用者の自宅で開催し、担当者からの意見をいただきます。
- ⑥介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談にも応じます。

⑦利用するサービス事業者の選択及び選定理由

居宅サービス計画作成にあたり、利用者から介護支援専門員に対し複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めたり、原案に位置付けされた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることが出来ます。

⑧入院時における医療機関への介護支援専門員の情報提供

病院、診療所等に入院される際、ご自宅での状況等を正しく伝える為、介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えてください。また、より実効性を高める為介護支援専門員の連絡先を介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管下さい。

⑨末期の悪性腫瘍の利用者に関する情報共有

末期の悪性腫瘍の利用者で主治の医師等が日常生活上の障害が1カ月以内に出現すると判断された場合、介護支援専門員は主治医等の意見を聞くことを前提として、迅速な対応を図る為、サービス担当者会議を開催しないこととします。

⑩居宅サービス計画等の提供

利用者の服薬状況、口臭・口腔内状況、体重の増減、食事量変化、下痢・便秘状況、皮膚病等について、サービス担当者からの情報やモニタリング情報を必要に応じて、主治の医師や歯科医等に提供します。

⑪医療連携における居宅サービス計画等の情報提供

訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護その他の医療系サービスを利用する時は、主治医等により必要性が認められた場合に限りです。

その連携を円滑にすることを目的として、主治医等に対して、居宅サービス計画を交付します。

⑫前6ヵ月間の利用割合説明義務(令和 年 月～令和 年 月)

利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏する事のないよう、公正中立に行わなければならない事を踏まえ、下記の2点について説明いたします。

1:前6ヵ月間に指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画書の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護が、それぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合。

訪 問 介 護	%
通 所 介 護	%
地域密着型通所介護	%
福 祉 用 具 貸 与	%

2:前6ヵ月間に指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数のうちに、同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)。

訪 問 介 護		%		%		%
通 所 介 護		%		%		%
地 域 密 着 型 通 所 介 護		%		%		%
福 祉 用 具 貸 与		%		%		%

⑬虐待防止への取り組み

1:事業所は、虐待の発生及び再発を防止する為下記に掲げる措置を講じる。

- ・虐待の防止に係る対策を検討する為の委員会を定期的に開催するとともに、その結果にて、従業者に十分説明をする。
- ・虐待の防止の為の指針を整備する。
- ・従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的を実施する。
- ・定期的な研修を実施する為の担当者を置く。

2:虐待の防止に係る対策を検討する為の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。

(3)サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	○ ×	変更を希望される方はお申し出下さい。
調査課題把握の方法	○ ×	MDS－HC方式又はフローチャート式
介護支援専門員への研修実施	○ ×	年間を通じ計画的に実施
契約後、居宅サービス計画作成 途中段階でのお客様ご都合に よる解約時の解約料	× ○	前記4の(3) 参照
その他		

7. サービス内容に関する苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定居宅介護支援にかかわる利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための相談窓口を設置します。(下記に記す)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - 管理者は事実関係の確認を行う。
 - 特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う。
 - 相談担当者は、把握した状況について検討を行い、時下の対応を検討する。
 - 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要するものはその旨を翌日までに連絡する。)

(2) 当社お客様相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 関 塚 裕 一 電話番号 03-3683-4441(代)

(3) 当社以外に区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることが出来ます。(別紙参照)

江戸川区の場合

担当 江戸川区役所 介護保険課 事業者調整係 電話番号 03-5662-0032

(4) 東京都国民健康保険団体連合

苦情相談窓口 電話番号 03-6238-0177

(土日祭日を除く午前9時から午後5時まで)

8. 会社の概要

法人名	株式会社 永仁サービス
代表者役職・氏名	代表取締役 三 崎 孝 子
本社所在地・電話番号	東京都江戸川区平井4丁目1番19号 電話 03-3683-4441(代)
事業所数	居宅介護支援 1ヶ所 訪問介護 2ヶ所 予防訪問介護 2ヶ所 通所介護 1ヶ所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	東京都江戸川区平井4丁目1番19号	
	名 称	株式会社 永仁サービス	⑩
	説明者	所属 永仁サービスケアプラン	
	氏名		⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所		
	氏名		⑩
(代理人)	住所		
	氏名		⑩
	【ご利用者様との関係:		】

【苦情相談窓口】

□ 東京都国民健康保険団体連合会 : 介護相談窓口 : 電話番号 03-6238-0177

■江戸川区の場合

江戸川区役所 : 介護保険課 : 事業所調整係 : 電話番号 : 03-5662-0032

■江東区の場合

江東区役所 : 介護保険課 : 介護保険なんでも相談室: 電話番号 : 03-3647-9099

■墨田区の場合

墨田区役所 : 介護保険課 : 事業者指導係 : 電話番号 : 03-5608-6544

■葛飾区の場合

葛飾区役所 : 介護保険課 : 指導育成係 : 電話番号 : 03-5654-8251